第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ
第百二十三条第四項、第百三十二条の五第三項及び第百三十三条第三項	準用する	準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「期日調書に記載しなければ」と読み替えるものとする	記載しなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条の二	子の返還申立事件の手続の期日
第百二十九条の二	口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第一項において読み替えて準用する第百八条第一項	子の返還申立事件の手続の期日
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第四十六条の二第一項及び第二項
	の電子呼出状	の呼出状	
	、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び	及び	
第百四十条第三項	第九十九条（証拠の申出）第二項	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第二項	記載すべき
第百四十二条	記録すべき	記載すべき	
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法	
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、	